

六戸町事業活動応援資金保証料補給交付要綱

第1条 目 的

この制度は、六戸町の中小企業者であって、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けているものに対し、当該融資に係る保証料の補給を行うことにより、経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期することを目的とする。

第2条 保 証 対 象

県要綱2（1）により融資（融資額が1企業につき2,000万円かつ融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けたもののうち、次のいずれにも該当するもの。

- ①個人にあつては町内に住所を有するもの。法人にあつては町内に法人登記をした事業者。
- ②町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のいずれも滞納していないもの。

第3条 実 施 期 間

令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。

第4条 保 証 料

県要綱3（6）に定める信用保証料率によって算出された額の全額を六戸町が負担し、青森県信用保証協会（以下「協会」という。）に補給する。

第5条 そ の 他

- （1）この制度の略称は県要綱10（1）と同様とする。
- （2）協会は、この制度の運営状況について、毎月の実績を翌月15日までに六戸町長に報告しなければならない。
- （3）この要綱に定めのない事項については、町が必要に応じて関係機関と協議等のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。